

管理用広告物の申請について

下記要件に該当する管理用広告物についての申請が不要となる場合がありますので、市担当者にご確認ください。

※管理用広告物とは

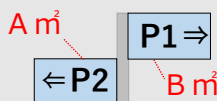
管理用広告物とは、自己の管理する土地又は物件に当該土地又は物件の管理上の必要に基づき表示する広告物をいいます。

■申請不要となる管理用広告物の要件について

下記の①～③の全てに該当する広告物

① 1つの広告物が表示面積 7 m² 以内で、かつ、掲出高さ 5m 以内であること。

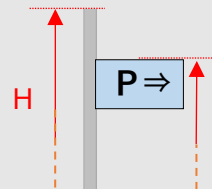
参考) 複数の表示面がある場合



1つの広告物が複数の表示面を有する場合、全ての表示面を合計します。

表示面積 = A + B

参考) 掲出物件と表示面の高さが異なる場合



掲出物件の最上端までの高さを掲出高さとしてします。

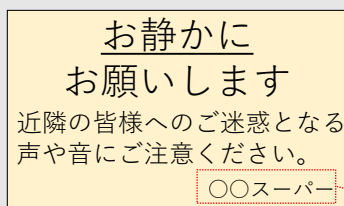
掲出高さ = H

② 「管理上の必要に基づく表示」のみ記載されていること。

参考) 管理上の必要に基づく表示と認められる例

- ・お願い、ご注意、お静かになどの店舗の注意書
- ・駐車場案内の P、満・空表示、進入禁止、高さ制限、搬入口などの案内
- ・駐輪場の自転車マーク、カート置場のカートマーク
- ・お手洗い、喫煙所、身障者マークなどの案内用図記号（ピクトグラム JIS Z8210）
- ・施設管理番号、空調機械室などの施設管理表示

参考) 管理上の必要に基づく表示と認められない例



補足的な表示（店名、企業名、ロゴ、営業時間、連絡先など）は含むことができません。

補足表示



管理用広告物以外の表示

管理用広告物以外の表示面を有する場合、全て申請必要となります。

全て申請必要

③ その他許可基準を満たしていること。

参考) 百舌鳥古墳群周辺地域での注意事項

- ・自立広告塔は 1 敷地につき 2 個以内までしか設置できないため、管理用広告物を含め自立広告塔を 3 個以上設置することはできない。
- ・百舌鳥 1 種特別地区では自立広告の表示面積が 1 表示面 5 m² 以内までしか表示できない。